

伯耆町老人クラブ連合会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、伯耆町老人クラブ連合会という。

(目的及び組織)

第2条 本会は、伯耆町内の単位老人クラブをもって組織し、相互連絡及び協調を図り、その発展を期し、もって地域社会における福祉増進に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、単位老人クラブに加入しているものとする。

(事 業)

第4条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康・友愛・奉仕に関すること
- (2) 老人クラブ相互の連絡調整に関すること
- (3) 老人クラブ活動の育成強化に関すること
- (4) 老人クラブ指導者の育成に関すること
- (5) 老人の福祉を高めるための調査研究及び広報宣伝に関すること
- (6) 関係団体との連絡調整に関すること

第 2 章 役 員

(役員の数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 14名(会長、副会長含む)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、次のとおりとする。

- 2 会長、副会長は理事14名の互選により選出する。ただし、副会長のうち1名は女性とする。
- 3 理事14名のうち12名及び監事は、溝口・岸本地区からそれぞれ理事6名及び監事1名を選出する。
- 4 理事14名のうち、1名は若手委員会委員長、1名は女性委員会委員長とする。
- 5 役員は総会で承認を得なければならない。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、会長の指名する副会長が職務を代理する。
- 4 理事は、議事の運営、事業の執行に参画する。
- 5 監事は、理事会において意見を述べ、事業執行及び会計事務を監査し総会に報告する。
(役員任期)

第8条 役員任期は4月1日から2年間とし再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第9条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。

第 3 章 会 議

(会議)

第10条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
- (総会)

第11条 総会は本会の議決機関であって、役員及び各単位クラブ会長若しくは代表者をもって構成し、会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(総会に付議すべき事項)

第12条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 2 規約、規程等の制定並びに改廃
- 3 事業計画及び予算
- 4 事業報告及び決算
- 5 その他、総会に付することが適当と思われる事項

(総会の成立)

第13条 総会は、役員及び単位クラブ代表者の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第14条 総会及び臨時総会の議長は、出席者の互選により選任する。

(議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事の過半数以上の出席により会が成立し、その過半数をもって議決

する。

- 2 理事会は、本会の執行機関で会長が必要に応じて招集する。
- 3 理事会は、総会の議決事項を執行するほか、会長が必要と認めた事項を審議する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 4 章 専 門 部

(専門部)

第17条 本会にその業務を遂行するために専門部を置くことができる。

- (1) 表彰審査委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 福祉教養委員会
- (4) 健康体育委員会
- (5) 女性委員会
- (6) 若手委員会

(専門部の委員及び選任)

第18条 専門部の委員長及び委員の選任は次のとおりとする。

- 2 委員長は本会正副会長のうちから選任する。
- 3 委員は本会理事会において選任する。
- 4 2項の規定にかかわらず、若手委員会委員長及び委員、女性委員会委員長及び委員選任については別途定める。
- 5 若手委員会委員及び女性委員会委員は、委員長以外は理事を兼務できない。

(専門部の招集)

第19条 専門部はその必要に応じて委員長が招集する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第20条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営費)

第21条 本会の運営費は、会費、負担金、寄附金、事業収入、補助金及びその他収入をもって充てる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第22条 本会の会務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は伯耆町社会福祉協議会本所内に置く。

第 7 章 規約の改廃

(規約の変更)

第23条 この規約を改正しようとするときは、理事会において3分の2以上の同意を得、総会において承認を得なければならない。

(雑 則)

第24条 この規約の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

平成26年度本会一本化後の役員については、第4条、第5条に関わらず平成26年度終了まで旧規約により選任された役員が引き続き行う。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年5月1日から施行する。